

# 第 7 回 呉 市 ・ 豊 町 合 併 協 議 会 次 第

日時：平成 1 6 年 2 月 2 0 日(金) 1 3 時 3 0 分  
場所：呉市総合体育館 ミーティングルーム

1 挨拶 呉市長 小笠原 臣 也

豊町長 長 本 憲

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議事項

[ 継続協議項目 ]

協議第 1 8 号 新市建設計画

行政制度等に関する協議事項

[ 継続協議項目 ]

協議第 1 9 号 福祉制度の取扱いについて

協議第 3 3 号 独自事業の取扱いについて

( 1 ) 生活バスの運行

( 2 ) 豊町営三角渡船事業

( 3 ) 豊町伝統的建造物群保存地区保存助成事業

( 4 ) C A T V ( 有線放送 ) 事業

5 その他

6 挨拶 呉市議会議長 中 田 清 和

豊町議会議長 大 道 洋 三

7 閉 会

第7回呉市・豊町合併協議会出席者

(呉市)

会長 呉市長 小笠原 臣也  
委員 呉市助役 川崎 初太郎  
委員 呉市助役 赤松 俊彦  
委員 呉市議会議長 中田 清和  
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕  
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成  
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順  
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登  
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(豊町)

副会長 豊町長 長本 憲  
委員 豊町助役 大町 武之  
委員 豊町議会議長 大道 洋三  
委員 豊町議会副議長 本末 満  
委員 豊町議会総務常任委員会委員長 廿日出 真二  
委員 豊町議会産業建設常任委員会委員長 長浜 要悟  
委員 豊町連合町内会会長 琢明 知之  
委員 豊町商工会会長 村尾 征之  
委員 豊町女性会会長 築山 トヨコ

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

## 第7回呉市・豊町合併協議会協議事項

### 市町村建設計画の作成に関する協議

[ 継続協議項目 ]

協議第18号 新市建設計画

# 呉市・豊町合併建設計画 (まちづくりビジョン)

呉市・豊町合併協議会

# 目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・豊町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と豊町との結び付き	5
3 豊町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 豊町の役割	12
5 豊町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	15
1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成	16
2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成	17
3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成	19
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	21
5 効率的・効果的な行財政運営	22
公共施設の統合整備	23
財政計画	24

# 計画策定の方針

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と豊町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、豊町新長期総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標、さらに、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び豊町には、少子・高齢化対策、産業振興、本土への交通網の整備、定住促進の外、特に、豊町においては、人々の心や自然・文化の豊かさに根ざした、魅力ある、ふれあいと交流のまちを実現するための施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、豊町の地場産業の振興や重要伝統的建造物群の充実による交流事業の促進など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

## 2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・豊町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

## 3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画とします。

## 呉市・豊町の概況

### 1 現況

#### (1) 位置・特性

##### 呉市

呉市は、広島県の西南部、東経132°34'、北緯34°14'に位置する瀬戸内海に面した気候穏和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km<sup>2</sup>、その内約54%が山林であり、平たん地が少なく、海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ、急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており、また、内陸部の丘陵地は、住宅地、工業団地、農地等として利用されています。

一方、こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、灰ヶ峰、休山等からの瀬戸内の美しい島々の眺望や二河峡、二級峡の多彩な峡谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

##### 豊町

豊町は、大崎下島の一部、三角島の一部、鍋島、平羅島、中ノ島(大島)、小島の6島によって構成され、呉市の中心部と直線で約30kmの距離にあります。

豊町の東側等は国立公園に指定され、多島美の景観が美しい地域となっており、「歴史の見える丘公園」からは豊町の美しいまちなみを始め、周辺の島々や本土、四国までも一望することができます。

町域面積は14.08km<sup>2</sup>と、県下では4番目に小さい町で、地形は急峻な山系が東西に走り、島しょ部の特徴である狭あいな可住地に密集して、大長・御手洗・久比・沖友・三角の5集落が形成されています。

気候は温暖小雨という典型的な瀬戸内海気候にあり、急傾斜面は秩父古成層等の肥沃な土壌に恵まれてみかん栽培が行われています。

豊町の基幹産業であるみかん栽培は、明治中頃に早生温州みかんの導入に成功したのが始まりで、先駆者の努力とみかん栽培に適した土壌・気候という好条件が重なり、次第にみかん産地としての名声が高まり、現在では「大長みかん」の名で全国的に有名な一大ブランドを確立しています。

また、江戸時代中期～昭和初期にかけて、瀬戸内海の沖乗り航路の潮待ち・風待ちの港町として栄えた御手洗地区は、歴史的なまちなみや、「若胡子屋跡」、「七卿館」等を始めとする歴史的・文化的に貴重な史跡を有していることから、平成6年に文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

豊町では、離島ならではの自然と歴史と文化的な資源を生かした、特色あるまちづくりを推進しています。

## 位置図



## (2) 歴史

### 呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入
平成6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年
平成15 (2003) 年	下蒲刈町を編入

### 豊町

明治22 (1889) 年	町村制施行に伴い、久比村と沖友村が合併し久友村となる。
昭和31 (1956) 年	合併促進法により、御手洗町・大長村・久友村の3町村が合併し、豊町となる。
平成4 (1992) 年	豊浜大橋(安芸灘4号橋)開通
平成6 (1994) 年	御手洗地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される。
平成7 (1995) 年	平羅橋(安芸灘5号橋)・岡村大橋(安芸灘7号橋)開通
平成10 (1998) 年	中の瀬戸大橋(安芸灘6号橋)開通

(3) 人口(呉市分には,平成15年4月1日に合併した旧下蒲刈町分を含む。)

人口推移

(国勢調査)

(人)

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
豊町	5,053	4,380	-673	3,824	-556	3,367	-457	2,956	-411
合計	243,693	234,739	-8,954	224,083	-10,656	216,064	-8,019	208,338	-7,726

年齢階層別人口構成

(国勢調査)

(人)

	H 7年			H12年					
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	増減数	15~64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
豊町	264	1,785	1,318	187	-77	1,327	-458	1,442	124
	7.8%	53.0%	39.1%	6.3%	-29.2%	44.9%	-25.7%	48.8%	9.4%
合計	29,948	145,442	40,665	27,881	-2,067	134,692	-10,750	45,760	5,095
	13.9%	67.3%	18.8%	13.4%	-6.9%	64.7%	-7.4%	22.0%	12.5%

就業構造

(国勢調査)

(人)

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
豊町	1,210	261	594	1,002	-208	210	-51	524	-70
	58.6%	12.6%	28.8%	57.7%	-17.2%	12.1%	-19.5%	30.2%	-11.8%
合計	2,905	34,082	68,523	2,066	-839	29,639	-4,443	65,820	-2,703
	2.7%	32.2%	64.7%	2.1%	-28.9%	30.1%	-13.0%	66.9%	-3.9%

## 2 呉市と豊町との結びつき

### (1) 日常生活圏の一体性

豊町は、呉市の中心部と直線で約30kmの距離にあり、呉港から今治行き的高速船や蒲刈町大浦港からのフェリー等によって結ばれています。

現在、呉市と豊町とは、通勤・通学・商圈といった住民の日常生活のつながりは若干弱いものの、入院者の約36%が呉市の医療機関を利用していることに加え、広域的な行政のつながりは以前と比べて格段に強まっています。

また、安芸灘諸島連絡架橋の玄関口となる「安芸灘大橋」が平成12年1月に完成・供用開始されたことに加え、平成20年代初頭の供用開始を目指して事業実施中の(仮称)豊島大橋(安芸灘3号橋)の完成により本土と陸続きになることから、呉市とのつながりの一層の強化が期待されています。

### (2) 呉市と豊町による広域行政

呉市と豊町は、呉地方拠点都市地域の指定(平成6年9月)を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消して一部事務組合である「呉広域行政事務組合(1市8町で構成)」を平成7年8月に設立しています。

また、平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、新たに「呉広域行政事務組合(1市12町で構成)」がスタートし、平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

### (3) 国、県の管轄等

呉市と豊町は、衆議院議員選挙区を始め、県の地域事務所、教育事務所も同一の管内となっています。

## 3 豊町のまちづくりの特色

豊町は、人々の心や自然・文化の豊かさに根ざした、魅力ある、ふれあいと交流の島としてのまちづくりを進めるため、将来都市像を『ふれあいの島・心ゆたかなまち』に定め、まちづくりの展開方向として、「心ゆたかに住めるまちづくり」「人々のふれあいを育て、生かすまちづくり」を重視しています。

豊町の基幹産業である大長みかんのブランドイメージのより一層の向上を図ることにより、若者も就業できる安定した産業となるよう支援を進めています。

また、御手洗地区の「重要伝統的建造物群保存地区」にある、「若胡子屋跡」や「七卿館」に代表される歴史的価値の高い史跡等を復元・整備することにより、町外からの観光客の増加にも努めています。

また、CATVを活用して豊町独自の特色ある情報発信を行っています。

さらに、住民が豊町で生きることに誇りを持ち、かつての活力を蘇らせ、ともに集うコミュニティの場を形成するため、「(仮称)安芸灘交流館」の整備を進めています。

# 合併の必要性と効果

## 1 合併の必要性

### (1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発展などにより住民の日常生活圏はますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取組が求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります、既に消防・救急において一体的な対応を行っています。

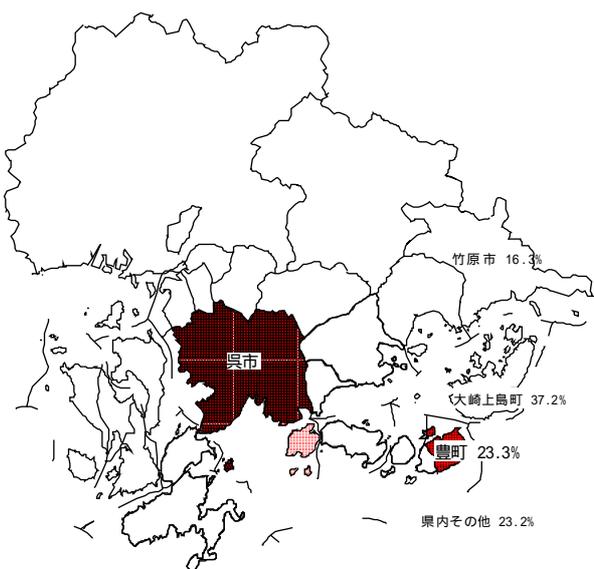
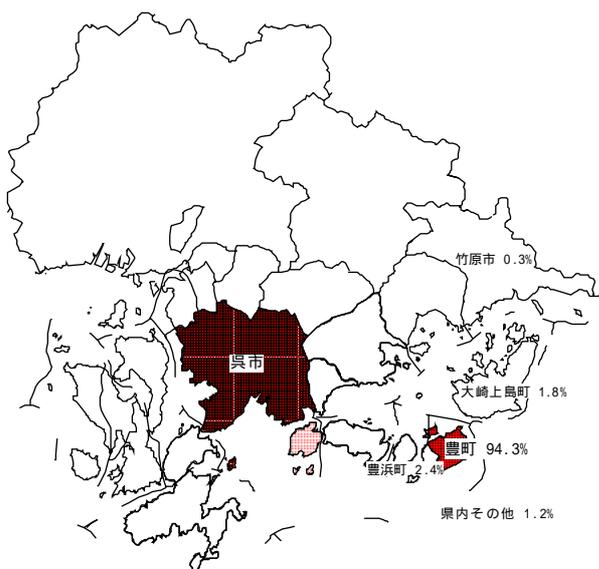
豊町は離島ゆえの厳しい地理的条件がありますが、安芸灘1号橋である「安芸灘大橋」が平成12年1月に供用開始されたことに加え、平成20年代初頭の供用開始を予定する(仮称)豊島大橋(安芸灘3号橋)の完成により本土と陸続きになることから、呉市とのつながりの一層の強化が図られます。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	1,637	94.3	豊浜町	42	2.4	大崎上島町	32	1.8	竹原市	5	0.3
通学	10	23.3	大崎上島町	16	37.2	竹原市	7	16.3	-	-	-

図 通勤

図 通学



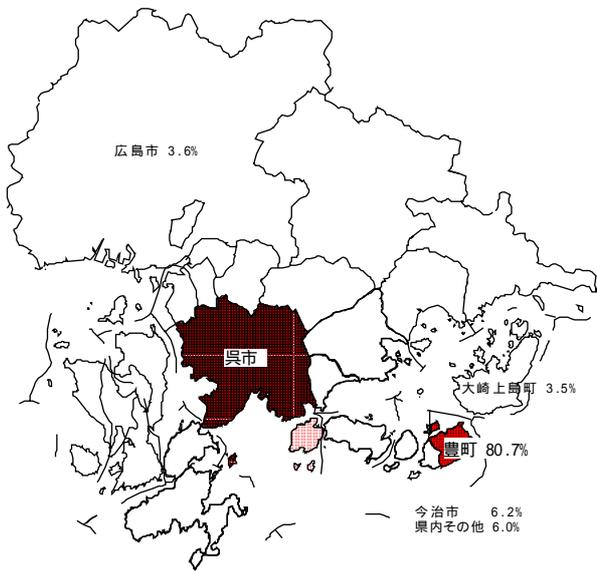
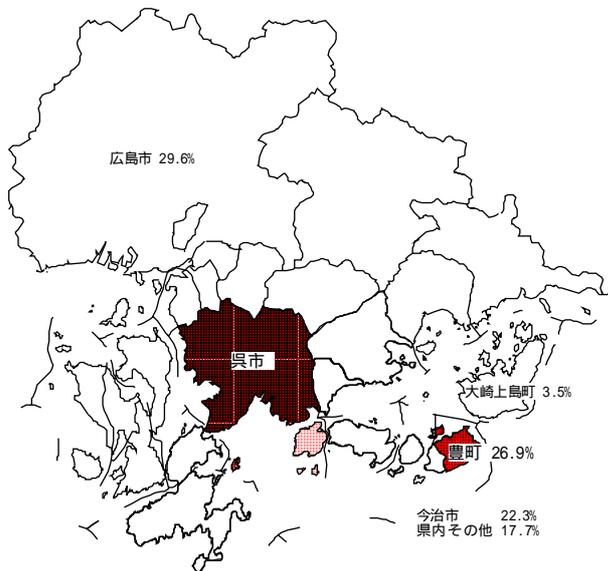
(表2 商 圏：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
買回品	26.9	広島市	29.6	今治市	22.3	大崎上島町	3.5
最寄品	80.7	今治市	6.2	広島市	3.6	大崎上島町	3.5

図 買回品

図 最寄品



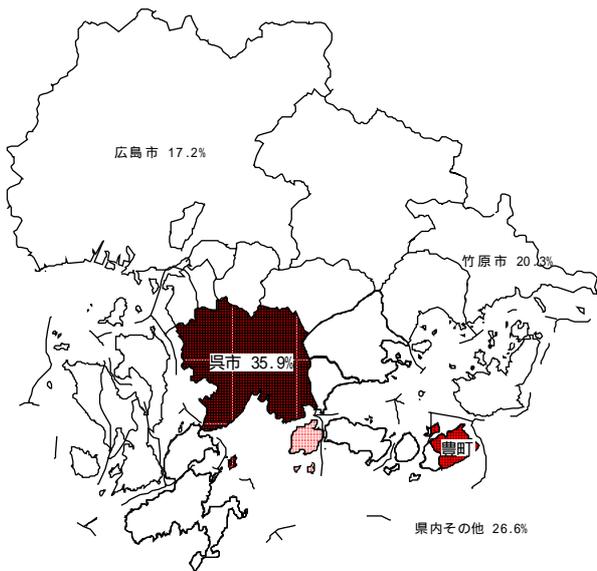
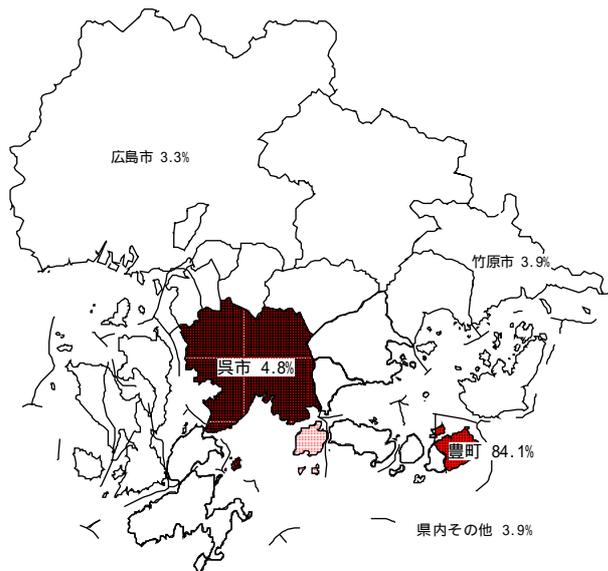
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
通院	84.1	呉市	4.8	竹原市	3.9	広島市	3.3
入院	-	呉市	35.9	竹原市	20.3	広島市	17.2

図 通院

図 入院



## (2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」とも言われ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

## (3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意志決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

## 2 合併の効果

### (1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的・効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より幅広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。

豊町は離島ゆえの厳しい地理的条件がありますが、平成20年代初頭に予定される(仮称)豊島大橋(安芸灘3号橋)の開通により本土と陸続きとなり、呉市との時間的距離が短縮されるとともに、通勤・通学はもとより様々な交流が促進されます。

また、合併後における豊町の役割や機能を明確にすることで、地域の特性を生かしたまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図るとともに、豊かな自然環境を生かした自然・歴史・文化の薫る環境整備を行うことが可能になります。

### (2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、各種のサービス(保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化な

どの分野)の一層の充実が期待できます。

さらに、豊町を含め安芸灘諸島地域では整備が進んでいない専門的なサービスや、広域的な連携による観光施設の整備が促進されるとともに、充実したサービスの提供が可能となります。

( 3 ) 道路網などの生活インフラの整備促進

豊町で進められている道路交通網や街なみ環境整備事業、農業集落排水事業などの生活環境整備を合併建設計画に位置付け、また、合併に伴う行財政基盤の強化により重点的な投資が可能となり、各種都市インフラの一層の整備促進を図ることができます。

( 4 ) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり、災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが、豊町においても、消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

現在、豊町の消防・救急業務は呉市が受託しており、今後は地元消防団組織と呉市の消防署や出張所との更なる連携により、消防・防災体制や初期救急体制の強化・充実が促進されます。

# まちづくりの基本方針

## 1 まちづくりの目標

### (1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

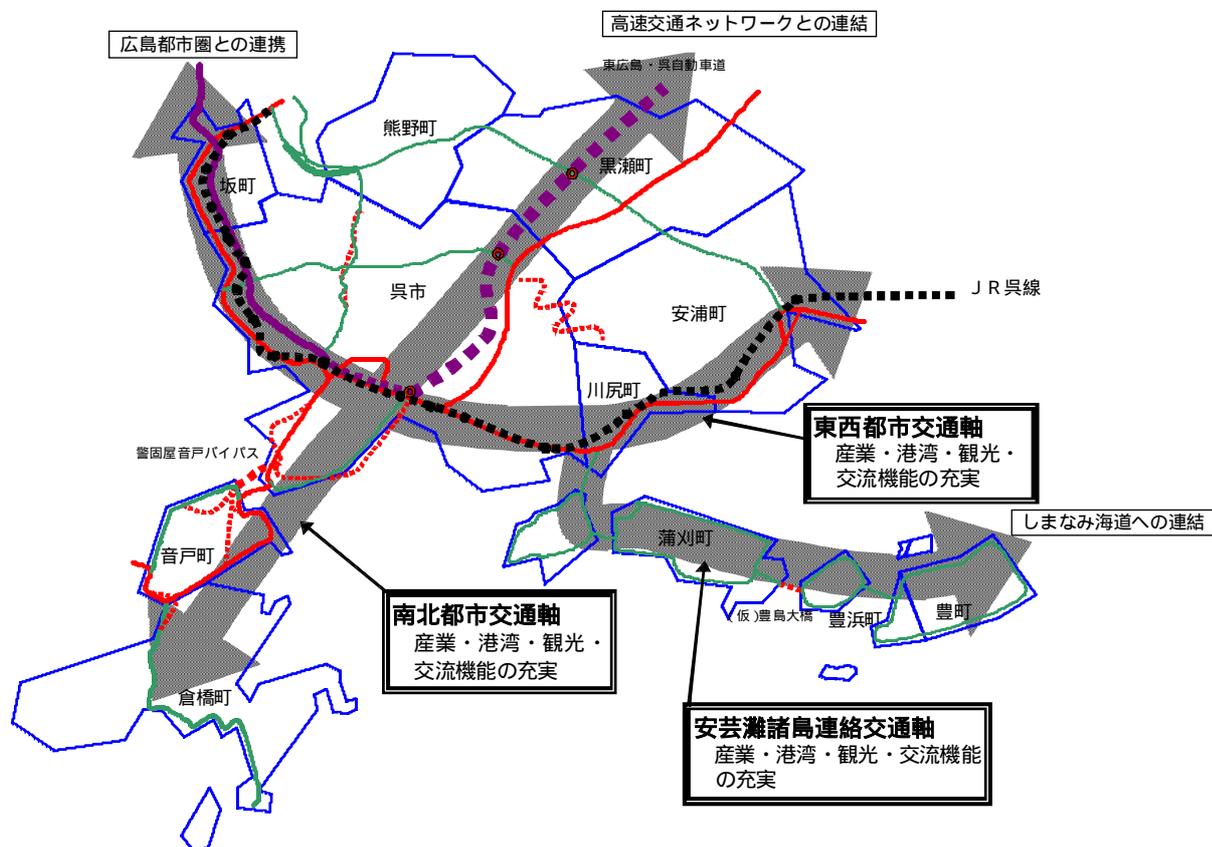
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

### (2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



## 2 まちづくりの基本方針

### (1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれにもやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

### (2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

### (3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

#### （４）持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

#### （５）効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

### 3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

### 4 豊町の役割

重要伝統的建造物群保存地区である御手洗のまちなみの保存・修復に努めることにより、新呉市の歴史・文化エリアとして、一層の役割を期待されています。

また、(仮称)豊島大橋(安芸灘3号橋)の早期完成を目指すとともに、「海の駅」と豊幼稚園の跡地を活用した交流施設の整備により、他地域との交流拠点を目指します。

全国有数のみかんブランド「大長みかん」のPRとイメージ向上を図り、御手洗地

区の歴史資源と組み合わせることにより、観光産業機能、瀬戸内歴史・文化体験機能を担うことが期待できます。

福祉関連施設等の活用を図り、地域密着型福祉機能の充実を目指します。

## 5 豊町各地区の特性と土地利用の方針

豊町には、重要伝統的建造物群保存地区に位置付けられ、歴史と文化にふれあう御手洗地区、公共公益施設が集中して立地し、海の玄関口のある大長地区、豊かな自然環境の残る久比地区、品質の高い大長みかんの産地である沖友地区があります。

こうした各地区の特性を生かしながら、質の高い土地利用を総合的かつ計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

### 【御手洗地区】

歴史・文化にふれあうまちなみづくり

文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、地区内に存在する歴史的にも文化的にも貴重な建物・史跡の保全と活用を進めます。

街なみ環境整備事業の推進を図ることにより、観光資源としての価値をより一層高めていきます。

### 【大長地区】

行政機能・交流施設・レクリエーション・健康福祉の拠点づくり

町民のコミュニティ施設、また、観光情報等の発信拠点として（仮称）安芸灘交流館の活用を図ります。

「ゆたか海の駅」を中心に海上交通の玄関口としての役割を果たします。

高齢者福祉センターや特別養護老人ホーム等を生かして、住民福祉の向上を図ります。

恵まれた海と島の自然環境を生かした親水性のレクリエーション施設の整備を図ります。

### 【久比地区】

快適居住環境づくり

農業集落排水事業等を進めることにより、快適な居住環境の整備に努めます。

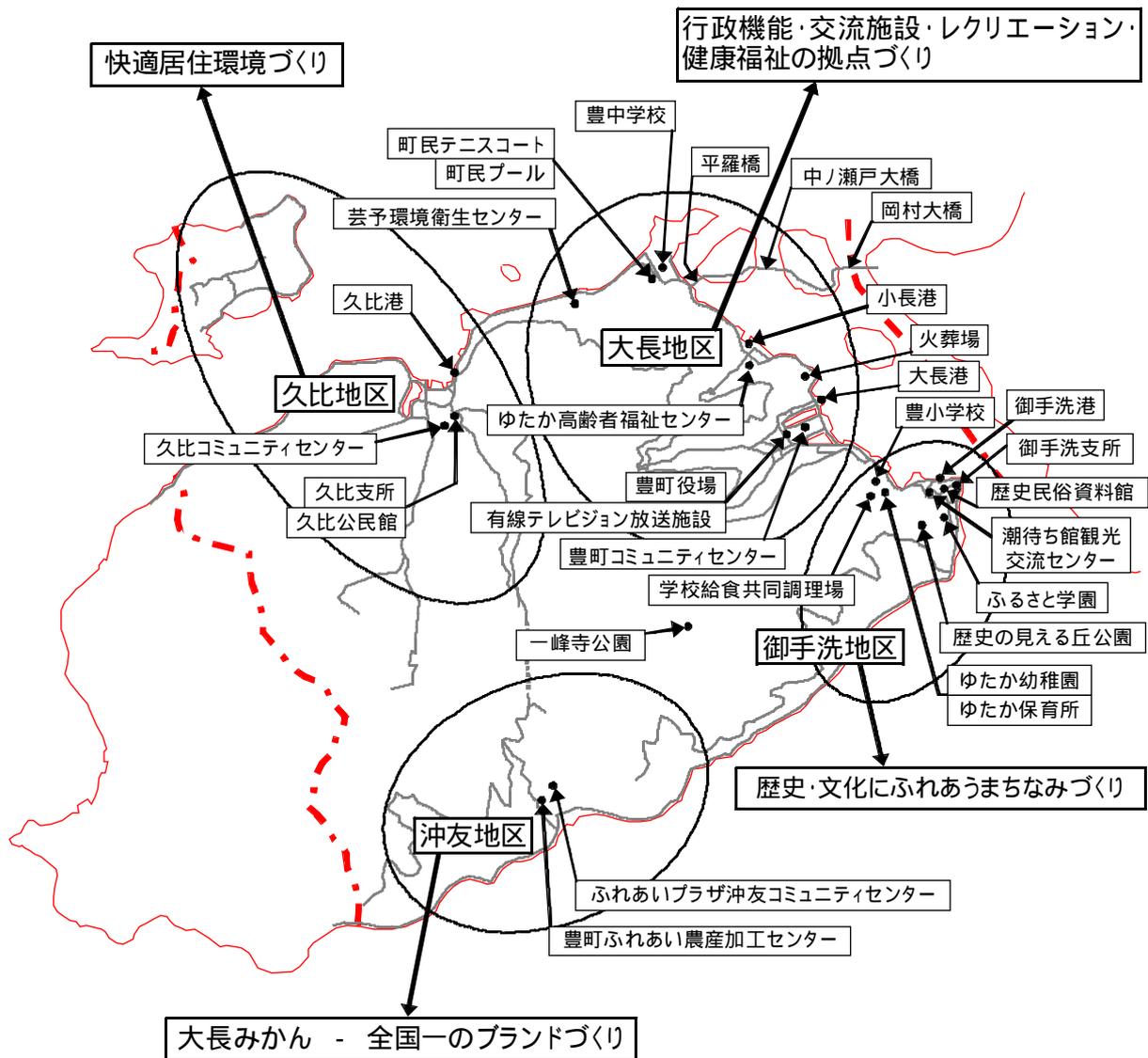
### 【沖友地区】

大長みかん - 全国一のブランドづくり

品質の高い大長みかんなど、特産品の安定した供給を目指します。

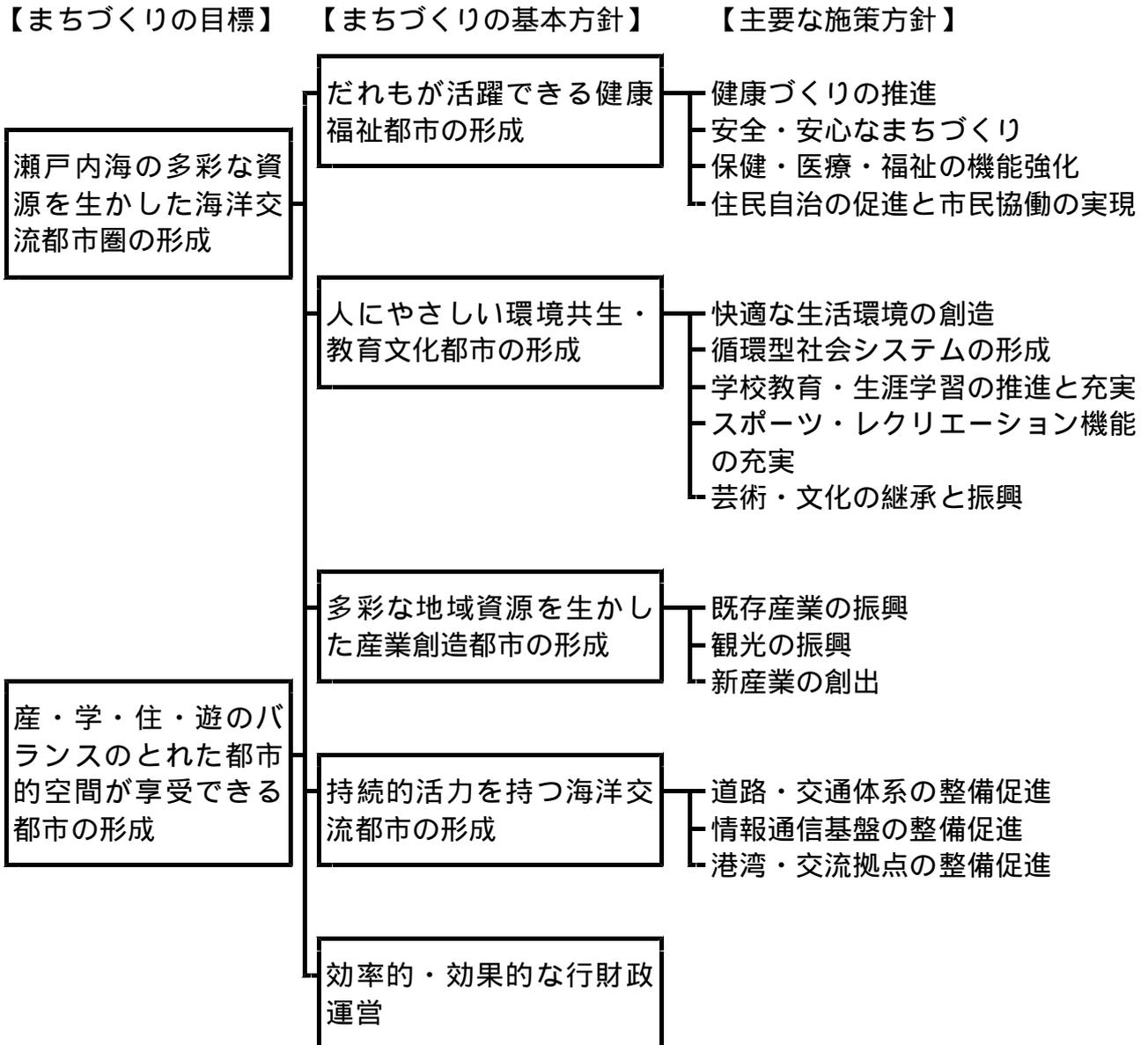
生活道路の整備を進め、居住環境の向上に努めます。

## 豊町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



## まちづくり計画

呉市と豊町との迅速な一体化を促進し、更なる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標及び基本方針に基づく主要な施策の方針を次のとおり定め、総合的かつ計画的な施策を展開します。



## 1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

### 【施策展開の方向】

#### (1) 健康づくりの推進

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり、人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。

そのため、呉市では、市民一人一人が生き生きと自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるため、「健康寿命」(自立して活動できる期間)の延伸を目指した『健康くれ21』を策定しています。

この計画実現のため、運動と笑顔による健康づくり事業、食と笑顔による健康づくり事業などを展開していきます。

さらには、人生80年時代を介護の必要なく健康で安心して過ごし、だれもが健康で生き生きと社会活動に参加できるよう、保健センターを始めとした保健・医療・福祉の地域拠点機能の整備、保健師など専門職員の適正な配置などにより、各種検診業務の充実、健康相談機能、予防体制の強化などの事業を総合的・体系的に実施します。

#### (2) 安全・安心なまちづくり

高齢者を始め、障害者、女性、子ども、外国人などすべての人が安全に、そして安心して生活できるまちを目指します。

そのため、公共施設や公益的施設の段差の解消、スロープ、点字ブロック、エレベーターの設置などユニバーサルデザインの考え方を基本にまちづくりを推進していきます。

また、離島ならではの恵まれた自然環境を最大限に保全しながら、安全・安心な生活環境を創出するため、大長北堀・南堀の高潮被害を防ぐための海岸保全事業、沖友地区の消波護岸を整備する海岸保全施設整備事業を始め、大長大浦地区や御手洗(満舟寺)地区の急傾斜地崩壊対策事業、沖友川、野作川等の砂防事業を計画的に推進します。

加えて、地域の防災性と住民の利便性を高めるため、町内の狭あい道路の改良に努めます。

さらに、大長地区に消防団の屯所を整備するとともに、防災行政無線の一体的な整備等、防災機能や住民への情報伝達機能の強化に努め、呉市防災センターの活用促進を図るなど、市民の防災意識の高揚にも努めます。

#### (3) 保健・医療・福祉の機能強化

少子高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉が連携し、迅速かつ一体的なサービスが提供できるよう体制の整備や機能強化が必要となっています。

そのため、福祉意識の高揚を図るとともに、「呉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「呉市障害者保健・福祉基本計画」に基づき、保健・医療・介護サービスの充実や介護保険施設等の整備、障害者福祉における施策の展開に努めます。

また、少子化対策として、一時保育や延長保育、障害児保育など、多様なニーズに対応した保育を実践するとともに、豊かな心を育む保育や幼児教育の充実に努めます。

加えて、次世代支援育成行動計画に基づく子育て支援への取り組みや地域のニーズに即した新たな施策を展開するほか、乳幼児医療費助成の充実、計画的な放課後児童

会の開設，子育て支援ネットワークの拡充など児童福祉の向上を図り，子育て支援に努めます。

さらに，市民が等しく適切な保健・医療の機会に恵まれ，健康な生活を送ることができるよう，保健・医療サービスの提供体制を整備し，保健医療従事者の確保を図るとともに，全市的な保健・医療・福祉情報システムの確立に努めます。

#### (4) 住民自治の促進と市民協働の実現

新市が一体となって発展していくためには，地域コミュニティのより一層の育成を図り，市民相互の連帯意識を強化するとともに，市民が主体となった地域振興策が必要です。

そのため，市民の連帯の強化と地域振興のための事業の費用に充てるための基金を造成するとともに，住民の創意工夫を生かした自主的・主体的なコミュニティ活動の展開を支援するなど，市民協働のまちづくりを推進します。

また，出前トークを始め，市長への手紙やメールなど広報・広聴機能の充実に努めるとともに，地域コミュニティの活性化と市民協働活動の支援に努め，市民と行政の協働による心触れ合う住民本位のまちづくりを目指します。

#### 【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
海岸保全事業	大長北堀・南堀の護岸整備	県
海岸保全施設整備事業	沖友地区の離岸堤，護岸の整備	県
防災対策事業	急傾斜地の整備（大浦地区）	県
	〃（御手洗地区）	県
	消防団屯所の整備	市
地域振興基金積立事業	地域振興のための基金造成	市

## 2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

### 【施策展開の方向】

#### (1) 快適な生活環境の創造

自然に親しみながらゆとりと潤いのある快適な生活を営むことができるよう，計画的な緑地整備や親水空間の創出など居住環境の整備に努めます。

そのため，公衆衛生の向上に寄与するとともに，河川など公共水域の水質保全に資する集落排水事業を推進します。

また，災害時を含め，市民に安全で良質な水の安定供給を確保するため，老朽施設の更新を始め，施設の近代化や高度化，耐震性の強化など給水体制や維持管理体制の整備・充実に努めます。

さらに，住民に最も身近な生活道路について，救急自動車や消防自動車等，緊急車両の通行に支障がある狭あい部分の解消を図るため，沖友地区，大長地区において計画的に改良事業を推進し，快適な住環境の創造に努めます。

( 2 ) 循環型社会システムの形成

21世紀の社会では、環境と共生したまちづくりが求められています。

そのため、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「呉市環境基本計画」に基づき、循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ります。

その一つとして、ごみの減量化・資源化への対応については、資源物の集団回収を行うなど、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組みます。

また、太陽光発電の活用やコージェネレーションシステムの導入など、環境に優しいエネルギーの活用や雨水利用など水資源の循環的利用促進にも努めます。

( 3 ) 学校教育・生涯学習の推進と充実

人間形成の基礎を培い豊かな心を育てるための学校教育環境や生涯学習機能の整備を推進します。

そのため、建築から一定年数を経過し老朽化した豊中学校については、校舎の耐力度調査等を行い、その結果改築の必要性が生じた場合、久比地区への移転を計画的に推進するとともに、豊中学校の跡地利用策について検討を進めます。

また、地域住民等の学校教育への参画授業など、開かれた学校づくりを推進し、社会教育との連携による地域の教育力の向上を図るとともに、校内LANの整備やインターネットへの接続など、IT教育の充実に努めます。

さらに、生涯学習においては、図書館の情報化やサービスの高度化を図るためのネットワーク化などを推進します。

( 4 ) スポーツ・レクリエーション機能の充実

価値観が多様化した現代においては、余暇の過ごし方に対するニーズも多様化し、その対応が求められています。

そのため、大長野坂地区に海洋性レクリエーション、都市部住民との交流の場として、海岸保全事業による人工海浜の整備を推進し、その背後地の活用も図り、癒し、憩う場としての機能の充実に努めます。

また、平成14年度に設立した総合型地域スポーツクラブ「ふれ愛!!瀬戸内スポーツクラブ」の活動等を通じて、高齢者から子どもまで「頑張るスポーツ」から「みんなで楽しむスポーツ」への展開を図り、「健康づくり」と「コミュニティづくり」を推進するとともに、町を代表するスポーツである弓道の振興のため、弓道場の整備に努めます。

さらに、新市全体の中でスポーツ施設の計画的な配置、機能の充実に努めるなど、スポーツ拠点を整備することにより、多様化するスポーツの振興に努めます。

( 5 ) 芸術・文化の継承と振興

江戸時代中期～昭和初期にかけて、瀬戸内海の沖乗り航路の潮待ち・風待ちの港町として栄えた御手洗地区は、歴史的なまちなみや、「若胡子屋跡」、「七卿館」等を始めとする歴史的・文化的に貴重な史跡を有していることから、平成6年に文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

そのため、この貴重なまちなみと文化財を後世に伝えるよう当地区内の修景と建物の保存に努め、県の史跡に指定されている若胡子屋の復元事業を推進します。

また、水軍の元服行事の名残である弓道や櫓祭りなど、伝統行事の伝承に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
海岸保全事業	人工海浜の整備（大長野坂地区）	県
農業集落排水事業	集落排水の整備（久比地区）	市
生活道路整備事業	町道沖友一周線の道路改良	市
	町道大長南線の道路改良	市
	町道大長中央線の道路改良	市
	町道大長北谷線の道路改良	市
スポーツレクリエーション施設整備事業	人工海浜付帯施設の整備（大長野坂地区）	市
伝統文化等振興事業	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	市
	若胡子屋復元事業	市

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 既存産業の振興

豊町は大長みかんをはじめ、全国的にも有名な柑橘類の産地であり、みかん産業は豊町の経済を支える基幹産業ですが、農業就業者の高齢化が進行し、後継者の不足が問題となっており、急傾斜地での農作業の効率化など、生産性を高めることが必要となっています。

そのため、久比西地区において、排水路、承水路兼用農道の整備を推進するとともに、三角浦地区において、果樹園に通じる農道保護のための消波ブロック工の整備を行います。また、優良園地が残る大長芦ノ浦地区においても農道の整備を行い、農業基盤の整備に努めます。

さらに、新市において農業振興地域整備計画等を策定し、新たな施策の展開を図り、生産基盤の整備をより一層推進しながら担い手の育成を図り、「大長みかん」のブランドイメージのより一層の向上や生産性の向上、流通・販売ルートの多様化に努め、生産者、農業関係機関・団体と協力しながら、農業発展に向けた諸事業に多方面から積極的に取り組みます。

農業と並ぶ主要産業である漁業については、漁場の悪化などから漁獲量が減少傾向にあり、農業と同様に漁業従事者の高齢化、後継者の不足が問題となっています。

そのため、豊町近海漁場の海底堆積物の除去を定期的に行い、漁場機能の回復を図り、沿岸漁場生産の増大を図るとともに、魚礁の設置と稚魚放流事業により、とる漁業からつくり育てる漁業への転換を進め、漁業経営の安定と向上を図ります。

さらに、一般国道185号の改良、広域連携道路の整備促進など安全で効率的な交通輸送条件を整備し、既存産業の生産活動を支える基盤づくりに努めるとともに、中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するために、呉地域産業振興センターなど関係機関と豊町商工会等との連携を強化します。

## (2) 観光の振興

豊町の東側等は国立公園に指定され、多島美の景観が美しい地域となっており、「歴史の見える丘公園」からは豊町の美しいまちなみを始め、周辺の島々や本土、四国までも一望することができます。

また、平成6年に御手洗地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにより、入込観光客数が徐々に増加する傾向にあります。今後は、平成20年代初頭に供用開始を目指す（仮称）豊島大橋（安芸灘3号橋）の完成により本土と陸続きになることから、観光客数が飛躍的に増加することが予想されます。

そのため、御手洗地区で道路の美装化や歩行者ルートの整備など街なみ環境整備事業を推進することにより、観光地としての価値をより一層高めるよう努めます。

また、御手洗地区において、歴史的・文化的に貴重な建物や史跡を保護し、大型クルーズ船等の接岸に備えるため、防波堤の整備等港湾機能の強化を図るとともに、大浦地区において、重要伝統的建造物群保存地区への交通アクセス等を考慮した整備を推進します。

さらに、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大することにより、心温まるきめ細かな受入体制の充実を図ります。

加えて、地域全体の観光資源を有機的に結び付けることにより、「瀬戸内歴史絵巻観光ネットワーク」を整備し、観光振興に努めます。

## (3) 新産業の創出

呉市には、社会情報・看護系の「呉大学」、看護・薬学系の「広島国際大学」、工学技術系の「呉工業高等専門学校」などの高等教育機関、「産業技術総合研究所中国センター」、「県立西部工業技術センター」などの試験研究機関、さらには、「呉地域産業振興センター」を中心に、地域の中小企業の新製品・新事業展開や新規創業などを支援する場としてのインキュベーション施設である「呉サポート・コア」や高速インターネット接続回線を整備した起業支援の貸しスペースである「呉チャレンジ・コア」が立地しています。

このように充実した施設や機能の活用を図るとともに、特に新製品の開発、新規創業などをさらに支援するため「試作開発型事業促進施設（賃貸工場）」の整備を進め、豊町の既存産業の振興・支援はもとより地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術・新商品などの開発促進を図ります。

### 【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
畑地帯総合整備事業	幹線農道，排水路，承水路兼用農道の整備（久比西地区）	県
海岸保全施設整備事業	消波ブロック工（三角浦地区）	県
団体営農道整備事業	農道の開設（大長芦ノ浦地区）	市
小規模漁場保全事業	海底堆積物除去	市
漁場整備事業	魚礁設置	市
街なみ環境整備事業	重伝建地区の道路等環境整備	市

## 4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

### 【施策展開の方向】

#### (1) 道路・交通体系の整備促進

新市の速やかな一体感の醸成や地域の均衡ある発展を図るためには、総合交通体系の整備が必要です。

豊町は離島ならではの厳しい条件下にあり、架橋による本土との連結は最重要課題であります。

そのため、安芸灘諸島連絡架橋については、既に整備されている架橋によるネットワーク効果を十分に生かしながら地域の振興と住民の利便性向上に資するため、平成20年代初頭の供用開始を目指して、上蒲刈島と豊島を結ぶ(仮称)豊島大橋(安芸灘3号橋)の整備を促進します。

また、豊町内の幹線道路である県道大崎下島循環線については、大長野坂地区において、交通の安全化と円滑化を図りながら人工海浜の整備に併せて道路改良事業を推進するとともに、沖友地区においては大型車輛が通行不能な箇所もあり、交通の円滑化を図るための整備を推進します。

さらに、広域農道橋として整備された岡村大橋、中の瀬戸大橋の塗装など適切な維持管理に努めます。

加えて、新市の一体的な「暮らしやすく、活力ある地域づくり」を実現するため、総合的かつ計画的な交通対策を策定した「呉都市圏交通円滑化計画」に基づく各施策の展開を図ります。

#### (2) 情報通信基盤の整備促進

豊町では昭和64年にCATVを導入し、テレビの難視聴地域の解消と広報活動の一環として自主制作番組の放送等を行っています。

今後は、高度情報化社会にも対応できるよう、地域公共ネットワークの基盤整備を促進し、インターネット技術を生かした高速地域情報通信網の構築を図るなど、地域住民の利便性向上に配慮した施策の展開を図ります。

また、呉テクノパークの既存施設及び機器の有効活用を図るとともに、だれもが利用しやすい環境整備にも努め、情報化社会に対応した基盤整備を進めます。

#### (3) 港湾・交流拠点の整備促進

新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展を図るため、豊町地域における交流拠点の整備に努める必要があります。

そのため、(仮称)安芸灘交流館の第2期事業として、地域コミュニティの活性化と広域的な観光交流拠点を目指してみかんメッセージ館の整備を推進するとともに、老朽化して手狭な現役場庁舎を地域保健機能を併せ持った支所として整備を進めます。

また、三角地区において、港内の高波を防止するための防波堤の整備等、港湾改良事業の推進に努めます。

さらには、JR呉駅周辺に多様で高次な都市機能、都市施設の集積を図り、新市の拠点性の向上に努める必要があります。陸の玄関口であるJR呉駅及び海の玄関口である宝町地区において、にぎわいのある交流拠点としての施設や「呉市海事歴史科学館(大

和ミュージアム)」の整備を始め、呉駅・呉港周辺地区を結ぶ連絡道の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
幹線道路改良事業	一般県道大崎下島循環線（大長野坂地区）	県
港湾改良事業	防波堤の整備（三角）	県
広域農道橋維持改修事業	岡村大橋の塗装等	市
	中の瀬戸大橋の塗装等	市
みかんメッセージ館整備事業	みかんメッセージ館の整備	市
行政センター整備事業	支所機能の整備	市

5 効率的・効果的な行財政運営

地方分権の進展，多様化する行政需要に対応し，迅速かつ高度な行政サービスを提供するため，行政情報の電子化を進め，窓口業務等のオンライン化を強化するとともに，効率的・機能的な行政運営を目指し，事務事業の見直しや組織機構の改革を図り，経費の節減・合理化，職員の適正な配置や資質の向上のための研修等の充実に努めます。

また，事業実施前に事業コストと事業成果を把握し，その優先度や実施時期を検討するとともに，事業評価を行うことにより支出の効果が最大となるよう，効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
行政情報化推進事業	高速情報通信網の整備等	市

## 公共施設の統合整備

公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所機能を担う豊町役場については、住民サービスの提供に支障が生じないよう十分に配慮しながら、行政情報の電子化など必要な機能整備を図ります。

## 財政計画

### 1 歳入

(単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
市 税	275,160	市民税,固定資産税,軽自動車税,市たばこ税,入湯税, 都市計画税
地 方 交 付 税	158,027	普通交付税,特別交付税
そ の 他 交 付 金	38,550	利子割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金, 自動車取得税交付金,地方特例交付金等
国・県支出金	149,072	
市 債	104,655	
繰 入 金	3,764	
そ の 他	171,631	地方譲与税,分担金・負担金,使用料・手数料,財産収入, 寄附金,諸収入
合 計	900,859	

### 2 歳出

(単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	458,029	
人 件 費	195,246	
扶 助 費	144,683	
公 債 費	118,100	
投 資 的 経 費	147,083	
建 設 事 業 費	147,083	
そ の 他 の 経 費	295,747	
物 件 費	78,411	旅費,需用費,委託料等
維 持 補 修 費	12,248	修繕料,原材料費等
補 助 費 等	52,915	負担金,補助金,報償費等
積 立 金	2,416	
そ の 他	149,757	貸付金,投資及び出資金,繰出金等
合 計	900,859	



# 呉市・豊町財政計画説明資料

平成17年度～平成26年度

平成16年2月20日

## 呉市と豊町が合併した場合の支援措置

(単位:百万円)

支 援 項 目		内 容	1市8町の 支援額総額	呉市・豊町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,224人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	368
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,065人)×係数1.25=780百万円	780	94
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	122
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	865
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,224人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,065人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	5,948
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,065人)+(5千円×合併後人口259,224人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	480

呉市・豊町財政計画構成表（普通会計）

平成17年度～平成26年度の計画額累計

(単位:百万円)

	合併を前提としない財政計画		合併影響分 C (a)+(b)+(c)-(d)	行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)	重複分 (d)	合計 A+B+C	調整	財政計画
	呉市 A	豊町 B								
歳入	地方税	273,730	1,420	10	10			275,160		275,160
	地方譲与税	10,220	210					10,430		10,430
	普通交付税	129,023	10,900	1,031			1,031	140,954		140,954
	特別交付税	16,279	700	94			94	17,073		17,073
	その他交付金	38,150	400					38,550		38,550
	分担金・負担金	16,814	40					16,854	1,030	15,824
	使用料・手数料	28,848	666	54	54			29,568		29,568
	国庫支出金	113,540	1,971	1,318	160	1,456	122	116,829	420	116,829
	県支出金	30,250	1,645	348	20	117	281	32,243	30	32,243
	財産収入	13,824	26	40	40			13,890		13,890
	寄附金	0	0					0		0
	繰入金	3,509	1,040	55		306		4,604	840	3,764
	繰越金	0	0					0		0
	諸収入	101,253	664	2	2	40		101,919	40	101,919
地方債	99,972	2,758	1,925		2,164		104,655	239	104,655	
<b>合計</b>	<b>875,412</b>	<b>22,440</b>	<b>4,877</b>	<b>246</b>	<b>4,083</b>	<b>1,528</b>	<b>980</b>	<b>902,729</b>	<b>1,870</b>	<b>900,859</b>
歳出	人件費	191,988	4,754	1,496	1,496			195,246		195,246
	扶助費	143,803	512	368	368			144,683		144,683
	公債費	112,696	4,525	879			938	59	118,100	118,100
	物件費	75,386	3,226	201	201			78,411		78,411
	維持補修費	12,158	90					12,248		12,248
	補助費等	50,445	3,334	216	83	133		53,995	1,080	52,915
	貸付金	87,630	229					87,859		87,859
	投資及び出資金	9,034	0	1		1		9,035		9,035
	積立金	1,041	0	480		480 ( )		1,521	895	2,416
	繰出金	50,650	2,213					52,863		52,863
	建設事業費	140,581	3,557	2,945		3,990 ( )		1,045	147,083	147,083
<b>合計</b>	<b>875,412</b>	<b>22,440</b>	<b>3,192</b>	<b>1,246</b>	<b>4,604</b>	<b>938</b>	<b>1,104</b>	<b>901,044</b>	<b>185</b>	<b>900,859</b>
<b>歳入 - 歳出</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,685</b>	<b>1,492</b>	<b>521</b>	<b>590</b>	<b>124</b>	<b>1,685</b>	<b>1,685</b>	<b>0</b>

重複分(d) = A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容	支援措置額(百万円)	
国	地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項, 合併算定替) 新しい市で算定した交付税額と, 旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は, 後者の額を普通交付税額とする。	A, Bの交付税額に含んでいる	
	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条第1項, 合併補正)	368	
	特別交付税措置 市町村合併に対する新たな特別交付税	94	
	合併特例債措置 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置	事業費( ) 3,990	合併特例債 790 元利償還金 248 交付税措置 174 過疎債 657 元利償還金 288 交付税措置 202 辺地債 153 元利償還金 116 交付税措置 93
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置	積立額( ) 480 合併特例債 456 元利償還金 280 交付税措置 196
国費による補助 合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)		122	
県	合併推進交付金 合併時に実施する事業に要する経費に対するもの	281	

# 呉市・豊町 年度別財政計画（普通会計）

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
地方税	27,515	27,515	27,515	27,515	27,515	27,517	27,517	27,517	27,517	27,517	275,160
地方譲与税	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	10,430
普通交付税	13,701	13,739	13,826	13,889	14,045	14,200	14,300	14,378	14,425	14,451	140,954
特別交付税	1,787	1,739	1,710	1,691	1,691	1,691	1,691	1,691	1,691	1,691	17,073
その他交付金	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	3,855	38,550
分担金・負担金	1,473	1,493	1,516	1,541	1,567	1,593	1,619	1,646	1,674	1,702	15,824
使用料・手数料	2,855	2,914	2,929	2,941	2,956	2,970	2,982	2,995	3,007	3,019	29,568
国庫支出金	11,194	11,248	11,397	11,453	11,533	11,824	11,920	12,002	12,140	12,118	116,829
県支出金	3,177	3,206	3,227	3,256	3,215	3,167	3,222	3,198	3,325	3,250	32,243
財産収入	1,404	1,397	1,390	1,386	1,385	1,386	1,385	1,386	1,386	1,385	13,890
寄附金											
繰入金	244	623	1,160		39	383	407	436	297	175	3,764
繰越金											
諸収入	10,188	10,210	10,208	10,206	10,199	10,222	10,180	10,179	10,166	10,161	101,919
地方債	12,236	12,569	10,761	10,088	10,169	9,664	9,924	9,726	9,755	9,763	104,655
<b>歳入合計</b>	<b>90,672</b>	<b>91,551</b>	<b>90,537</b>	<b>88,864</b>	<b>89,212</b>	<b>89,515</b>	<b>90,045</b>	<b>90,052</b>	<b>90,281</b>	<b>90,130</b>	<b>900,859</b>

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
人件費	18,831	19,417	20,258	19,388	19,520	19,850	19,757	19,622	19,388	19,215	195,246
扶助費	13,506	13,503	13,759	14,020	14,287	14,558	14,835	15,116	15,403	15,696	144,683
公債費	10,763	11,150	11,199	11,313	11,694	11,925	12,217	12,514	12,619	12,706	118,100
<b>義務的経費</b>	<b>43,100</b>	<b>44,070</b>	<b>45,216</b>	<b>44,721</b>	<b>45,501</b>	<b>46,333</b>	<b>46,809</b>	<b>47,252</b>	<b>47,410</b>	<b>47,617</b>	<b>458,029</b>
物件費	7,941	7,938	7,829	7,823	7,807	7,902	7,796	7,787	7,803	7,785	78,411
維持補修費	1,253	1,227	1,225	1,224	1,223	1,222	1,220	1,219	1,218	1,217	12,248
補助費等	5,755	5,524	5,414	5,344	5,297	5,257	5,190	5,109	5,050	4,975	52,915
貸付金	8,790	8,789	8,788	8,787	8,786	8,785	8,785	8,784	8,783	8,782	87,859
投資・出資金	923	886	912	921	920	912	903	894	886	878	9,035
積立金	828		504	446	136	52	55	109	154	132	2,416
繰出金	5,283	5,253	5,261	5,270	5,280	5,290	5,298	5,300	5,310	5,318	52,863
<b>その他の経費</b>	<b>30,773</b>	<b>29,617</b>	<b>29,933</b>	<b>29,815</b>	<b>29,449</b>	<b>29,420</b>	<b>29,247</b>	<b>29,202</b>	<b>29,204</b>	<b>29,087</b>	<b>295,747</b>
普通建設	16,759	17,824	15,348	14,288	14,222	13,722	13,949	13,558	13,627	13,386	146,683
災害復旧	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
<b>投資的経費</b>	<b>16,799</b>	<b>17,864</b>	<b>15,388</b>	<b>14,328</b>	<b>14,262</b>	<b>13,762</b>	<b>13,989</b>	<b>13,598</b>	<b>13,667</b>	<b>13,426</b>	<b>147,083</b>
<b>歳出合計</b>	<b>90,672</b>	<b>91,551</b>	<b>90,537</b>	<b>88,864</b>	<b>89,212</b>	<b>89,515</b>	<b>90,045</b>	<b>90,052</b>	<b>90,281</b>	<b>90,130</b>	<b>900,859</b>

# 第 7 回

## 呉市・豊町合併協議会

### 協 議 事 項

#### 行政制度等に関する協議

##### [ 継続協議項目 ]

協議第19号	福祉制度の取扱い	・・・	P	1
協議第33号	独自事業の取扱い			
	(1) 生活バスの運行	・・・	P	2
	(2) 豊町営三角渡船事業	・・・	P	3
	(3) 豊町伝統的建造物群保存地区保存助成事業			
		・・・	P	4
	(4) C A T V (有線放送) 事業	・・・	P	5

# [ 継続協議項目 ]

## 協議第19号 福祉制度の取扱い

内		容	
継続協議となっている福祉制度の内容について協議する。			
<b>調整方針（合併協定案）</b>			
福祉制度については，呉市福祉事務所を中心に県の呉地域事務所等と連携し対応していくものとする。			
原則として呉市の制度を適用，又は統一していくものとする。			
ただし，町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。			
<b>今 回 の 協 議 項 目</b>			
協議項目	呉 市	豊 町	調整方針案
障害者(児)福祉			
腎臓障害者通院交通費助成等 (調書 P6)	なし	腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている方を対象として，通院費(全交通費の1/2)の助成を行っている。 H15予算 762,000円	町制度は廃止するが，地域の実情を考慮し，事業内容を精査した上で，住民サービスが低下しないように調整していくものとする。

## 協議第33号 独自事業の取扱い

### (1) 生活バスの運行

内 容
豊町が豊浜町と共同で負担金を支出して運行している生活バス路線の取扱いについて協議する。
調 整 方 針 案
現行路線の維持継続を基本方針とする。 ただし、呉地域全体の生活バス路線の再編については、引き続き、検討していくものとする。
現 状 及 び 参 考 資 料
平成6年度より豊浜町と共同（走行距離で按分）でおおさきバス(株)に負担金を支出し、第3種生活路線バスを運行している。 (区間料金100円～310円， 豊町・沖友地区～豊浜町・金崎地区：1日15.5便運行) 町の負担分に対し、県から最大1/2の補助を受けている。
1)平成14年度損益状況(おおさきバス(株))
(経常収益) 6,864千円
(経常費用) 26,999千円
*経常損益 20,135千円
2)負担金(豊町 おおさきバス(株))
13年度 17,731千円
14年度 16,663千円
(参考)豊浜町 おおさきバス(株)：3,470千円(*平成14年度交付済額)
3)第3種生活交通路線維持費補助金(広島県 豊町)
13年度 2,675千円 (*平成13年度途中の補助制度開始)
14年度 5,015千円 (*平成14年度交付済額)

# 協議第33号 独自事業の取扱い

## (2) 豊町営三角渡船事業

内	容																												
町営三角島渡船事業の取扱いについて協議する。																													
調 整 方 針 案																													
<p>現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、運営方法等については、引き続き、検討していくものとする。</p>																													
現 状 及 び 参 考 資 料																													
<p>へき地の児童、生徒の通学及び町民の利便を図るため、特別会計事業として、昭和34年から海上渡船（豊町三角渡船）を運航している。船員は町職員3名で対応している。</p> <p>（久比～三角の往復：1日5便，11～2月は7便）</p> <p>・豊町三角渡船事業特別会計</p> <p>    平成14年度決算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳入）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">37,930千円</td> </tr> <tr> <td>    運賃収入</td> <td style="text-align: right;">3,806千円</td> </tr> <tr> <td>    前年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">1,065千円</td> </tr> <tr> <td>    一般会計繰入</td> <td style="text-align: right;">12,676千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（国）</td> <td style="text-align: right;">15,902千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（県）</td> <td style="text-align: right;">4,481千円</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳出）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">36,867千円</td> </tr> <tr> <td>    運航費</td> <td style="text-align: right;">25,757千円</td> </tr> <tr> <td>    一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,259千円</td> </tr> <tr> <td>    償還金</td> <td style="text-align: right;">9,851千円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>    平成15年度当初予算      38,514千円</p> <p>・運賃（片道）</p> <table style="width: 50%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大人</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">130円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小人</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">70円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">車</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">340円～680円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 200px;">三角住民（約50名）は無料（車は有料）</p>		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳入）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">37,930千円</td> </tr> <tr> <td>    運賃収入</td> <td style="text-align: right;">3,806千円</td> </tr> <tr> <td>    前年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">1,065千円</td> </tr> <tr> <td>    一般会計繰入</td> <td style="text-align: right;">12,676千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（国）</td> <td style="text-align: right;">15,902千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（県）</td> <td style="text-align: right;">4,481千円</td> </tr> </table>	（歳入）	37,930千円	運賃収入	3,806千円	前年度繰越金	1,065千円	一般会計繰入	12,676千円	補助金（国）	15,902千円	補助金（県）	4,481千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳出）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">36,867千円</td> </tr> <tr> <td>    運航費</td> <td style="text-align: right;">25,757千円</td> </tr> <tr> <td>    一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,259千円</td> </tr> <tr> <td>    償還金</td> <td style="text-align: right;">9,851千円</td> </tr> </table>	（歳出）	36,867千円	運航費	25,757千円	一般管理費	1,259千円	償還金	9,851千円	大人	130円	小人	70円	車	340円～680円
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳入）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">37,930千円</td> </tr> <tr> <td>    運賃収入</td> <td style="text-align: right;">3,806千円</td> </tr> <tr> <td>    前年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">1,065千円</td> </tr> <tr> <td>    一般会計繰入</td> <td style="text-align: right;">12,676千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（国）</td> <td style="text-align: right;">15,902千円</td> </tr> <tr> <td>    補助金（県）</td> <td style="text-align: right;">4,481千円</td> </tr> </table>	（歳入）	37,930千円	運賃収入	3,806千円	前年度繰越金	1,065千円	一般会計繰入	12,676千円	補助金（国）	15,902千円	補助金（県）	4,481千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">（歳出）</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">36,867千円</td> </tr> <tr> <td>    運航費</td> <td style="text-align: right;">25,757千円</td> </tr> <tr> <td>    一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,259千円</td> </tr> <tr> <td>    償還金</td> <td style="text-align: right;">9,851千円</td> </tr> </table>	（歳出）	36,867千円	運航費	25,757千円	一般管理費	1,259千円	償還金	9,851千円								
（歳入）	37,930千円																												
運賃収入	3,806千円																												
前年度繰越金	1,065千円																												
一般会計繰入	12,676千円																												
補助金（国）	15,902千円																												
補助金（県）	4,481千円																												
（歳出）	36,867千円																												
運航費	25,757千円																												
一般管理費	1,259千円																												
償還金	9,851千円																												
大人	130円																												
小人	70円																												
車	340円～680円																												

## 協議第33号 独自事業の取扱い

### (3) 豊町伝統的建造物群保存地区保存助成事業

内 容																					
助成事業の取扱いについて協議する。																					
調 整 方 針 案																					
事業を呉市が引継ぎ，実施していくものとする。																					
現 状 及 び 参 考 資 料																					
<p>国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されたことに伴い，平成6年度から御手洗の保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため，物件の管理，修理，修景または復旧について，所有者に対し経費の一部を助成している。</p> <p>(豊町伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱)</p> <p>・助成額</p> <table border="1"> <tr> <td>管理</td> <td>補助対象経費の4/5以内</td> <td>上限 150万円</td> </tr> <tr> <td>修理，修景，復旧</td> <td>補助対象経費の4/5以内</td> <td>上限 800万円</td> </tr> </table> <p>・伝建地区保存建物修理事業補助金交付状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>6件</td> <td>36,549千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>5件</td> <td>35,916千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>予算</td> <td>42,254千円</td> </tr> </table> <p>・伝建地区修理事業費補助(国庫補助 対象事業費の65%)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成13年度決算</td> <td>22,493千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度決算</td> <td>23,400千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度予算</td> <td>26,848千円</td> </tr> </table>	管理	補助対象経費の4/5以内	上限 150万円	修理，修景，復旧	補助対象経費の4/5以内	上限 800万円	平成13年度	6件	36,549千円	平成14年度	5件	35,916千円	平成15年度	予算	42,254千円	平成13年度決算	22,493千円	平成14年度決算	23,400千円	平成15年度予算	26,848千円
管理	補助対象経費の4/5以内	上限 150万円																			
修理，修景，復旧	補助対象経費の4/5以内	上限 800万円																			
平成13年度	6件	36,549千円																			
平成14年度	5件	35,916千円																			
平成15年度	予算	42,254千円																			
平成13年度決算	22,493千円																				
平成14年度決算	23,400千円																				
平成15年度予算	26,848千円																				

協議第33号 独自事業の取扱い

(4) CATV（有線放送）事業

内	容																								
CATV事業の取扱いについて協議する。																									
調 整 方 針 案																									
<p>CATV事業を呉市が引き継ぎ、実施していくものとする。</p> <p>ただし、共同受信及びインターネットサービスを主目的とし、豊浜町の施設との統合も検討していくものとする。</p>																									
現 状 及 び 参 考 資 料																									
<p>特別会計事業として、昭和64年1月からCATV(有線放送)を運営し、広報活動を行っている。加入率は99%となり、テレビの共同アンテナ要素も含んでいる。平成12年度からの施設改修では、デジタル放送に対応できる広帯域化を実施した。平成13年度末に整備完了の為、平成14年度から使用料・負担金を徴収している。</p>																									
<p>・ 事業費 <span style="float: right;">1,260,019千円</span></p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">当初（S62～63年度）事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td style="text-align: right;">205,433千円</td> </tr> <tr> <td>【財源】国（コミュニティアイランド事業）</td> <td style="text-align: right;">60,000千円</td> </tr> <tr> <td>  県</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> <tr> <td>  過疎債</td> <td style="text-align: right;">115,100千円</td> </tr> <tr> <td>  一 般</td> <td style="text-align: right;">10,333千円</td> </tr> </tbody> </table>	当初（S62～63年度）事業		全体事業費	205,433千円	【財源】国（コミュニティアイランド事業）	60,000千円	県	20,000千円	過疎債	115,100千円	一 般	10,333千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">H12～13年度事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td style="text-align: right;">1,054,586千円</td> </tr> <tr> <td>【財源】国（経営構造対策事業）</td> <td style="text-align: right;">323,690千円</td> </tr> <tr> <td>  過疎債</td> <td style="text-align: right;">678,600千円</td> </tr> <tr> <td>  一 般</td> <td style="text-align: right;">52,296千円</td> </tr> <tr> <td>  (内CATV基金)</td> <td style="text-align: right;">51,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	H12～13年度事業		全体事業費	1,054,586千円	【財源】国（経営構造対策事業）	323,690千円	過疎債	678,600千円	一 般	52,296千円	(内CATV基金)	51,000千円
当初（S62～63年度）事業																									
全体事業費	205,433千円																								
【財源】国（コミュニティアイランド事業）	60,000千円																								
県	20,000千円																								
過疎債	115,100千円																								
一 般	10,333千円																								
H12～13年度事業																									
全体事業費	1,054,586千円																								
【財源】国（経営構造対策事業）	323,690千円																								
過疎債	678,600千円																								
一 般	52,296千円																								
(内CATV基金)	51,000千円																								
<p>起債残高 <span style="float: right;">676,552千円（平成14年度末 すべて過疎債）</span></p> <p>基金残高 <span style="float: right;">20,440千円（平成14年度末）</span></p>																									
<p>・ 平成14年度決算</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">（歳入）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td style="text-align: right;">16,799千円</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td style="text-align: right;">630千円</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入</td> <td style="text-align: right;">67,724千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,286千円</td> </tr> </tbody> </table>	（歳入）		使用料	16,799千円	負担金	630千円	一般会計繰入	67,724千円	その他	2,286千円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">（歳出）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費</td> <td style="text-align: right;">23,441千円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">28,406千円</td> </tr> <tr> <td>基金積立</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還金</td> <td style="text-align: right;">24,671千円</td> </tr> </tbody> </table>	（歳出）		運営費	23,441千円	人件費	28,406千円	基金積立	10,000千円	償還金	24,671千円				
（歳入）																									
使用料	16,799千円																								
負担金	630千円																								
一般会計繰入	67,724千円																								
その他	2,286千円																								
（歳出）																									
運営費	23,441千円																								
人件費	28,406千円																								
基金積立	10,000千円																								
償還金	24,671千円																								

・平成15年度予算

(歳入)	143,362千円
使用料	17,400千円
負担金	60千円
一般会計繰入	125,676千円
その他	226千円

(歳出)	143,362千円
運営費	34,226千円
人件費	29,198千円
基金積立	10,001千円
償還金	69,936千円
その他	1千円

・負担金

引込工事	新規加入	40,000円
	移転等	10,000円
ケーブルモデム貸与		10,000円

・月額使用料

A加入	無料	音声告知放送のみ
B加入	250円	A加入+無料放送, 公共放送, 自主放送
C加入	1,000円	B加入+衛星放送6ch
D加入	4,000円	C加入+CATV-LAN

追加サービス

通信回線使用料	1,000円	インターネット接続(D加入世帯のみ利用可能)
追加機器使用料	500円	追加STB1台につき
有料放送の視聴	1,260円	グリーンチャンネル
	1,575円	スターチャンネル

・使用料免除

対象	豊町に住所を有し, 身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者
免除	B加入の基本使用料(250円/月)
対象者数	20名(15.10.1現在)

・運営体制 総務課情報係 3名